

意見書案第 1 号

株式等の譲渡所得等への課税強化を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月13日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

堀内徹夫

倉元達朗

森あや子

近藤里美

熊谷敦子

田中しんすけ

株式等の譲渡所得等への課税強化を求める意見書

所得に占める所得税負担率は、所得が多くなるに従って高くなりますが、1億円を超える所得階層になると所得が多くなるほど負担率が低下するという逆転現象が起きています。これは、高所得者層の総所得に占める株式等の譲渡所得等の割合が高いにもかかわらず、当該所得にかかる税率が一律20%の分離課税となっているからです。

この高所得者層にとって異常に軽い証券税制について、2016年の経済同友会の政策提言では、「株式等譲渡所得および配当所得課税の税率を5%程度引き上げる」との提言が出ています。

また、経済協力開発機構の「対日経済審査報告書2017年」においても、キャピタルゲイン、配当、利子所得への税率を25%に引き上げることで、税収を増加させるという提案が出ています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、高所得者層の実効税率の適正化を図るため、株式等の譲渡所得等に対する分離課税の税率引上げなどの措置を講ぜられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
内閣官房長官 宛て

議長 名